

平成 29 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 ビジネス・ワンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾崎 朝樹
(コード：4827 Q-Board)
問合せ先 専務取締役業務本部長 川本 敏夫
(TEL. 092-534-7210)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、株式会社ピーエムジャパンに対して平成 26 年 6 月 24 日付けで提起いたしました支払遅延額回収に係る訴訟について、福岡高等裁判所より判決の言渡しがありましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

福岡高等裁判所
平成 29 年 12 月 14 日

2. 訴訟の経緯

平成 26 年 5 月 12 日付「貸倒引当金繰入額（特別損失）の計上に関するお知らせ」および平成 26 年 6 月 24 日付「支払遅延額回収にかかる訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社連結子会社が行う賃貸事業につき、株式会社ピーエムジャパンと賃貸管理物件の一部譲渡の契約を締結いたしました。その賃貸管理物件のオーナーへの送金資金について回収遅延が発生いたしました。その物件オーナーへの預り家賃送金額を立替送金し、その立替金額に対して貸倒引当金（平成 29 年 9 月 30 日現在の債権額 87,836 千円）を計上した上で、株式会社ピーエムジャパンに対し請求を行うとともに、その遅延額回収にかかる訴訟を提起いたしました。

平成 29 年 5 月 25 日、福岡地方裁判所において第 1 審の判決の言渡しがあり、これに対して、控訴人株式会社ピーエムジャパンが判決を不服として、福岡高等裁判所に対し、控訴を提起していたものであります。

3. 判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

4. 今後の見通し

上記判決は当社の主張をほぼ認めるものでありますが、この判決が当社の業績に与える影響等につきましては、現時点では未確定であります。

5. 関連する過去の開示

- (1) 「当社連結子会社による事業の一部譲受けに関するお知らせ」 (平成 26 年 3 月 20 日)
- (2) 「貸倒引当金繰入額 (特別損失) の計上に関するお知らせ」 (平成 26 年 5 月 12 日)
- (3) 「支払遅延額回収にかかる訴訟の提起に関するお知らせ」 (平成 26 年 6 月 24 日)
- (4) 「貸倒引当金繰入額 (特別損失) の計上に関するお知らせ」 (平成 27 年 5 月 13 日)
- (5) 「訴訟の判決に関するお知らせ」 (平成 29 年 5 月 25 日)
- (6) 「当社連結子会社に対する控訴の提起に関するお知らせ」 (平成 29 年 7 月 27 日)

以 上